

老人福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定

市では、高齢者に対する介護予防、生活支援、生きがい対策、健康保持などの保健・福祉サービスを総合的、計画的に進めるとともに、介護保険サービスの提供体制の確保などの介護保険事業の円滑な運営を図るため、豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定しました。

《問合せ》 高年介護課 ☎24-2401

計画の趣旨

平成12年4月に始まった介護保険制度は、15年以上が経過し、高齢者を社会全体で支援する仕組みとして定着してきました。

27年の国勢調査に基づく本市の高齢化率は31.7%で、国(26.6%)や県(27.1%)と比べて高く、高齢化が進んでいる状況にあります。

今後、身体機能の低下や認知症などで、何らかの支援を必要とする高齢者がますます増加していくことが見込まれることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、老人福祉計画および介護保険事業計画の一体的な見直しを行いました。

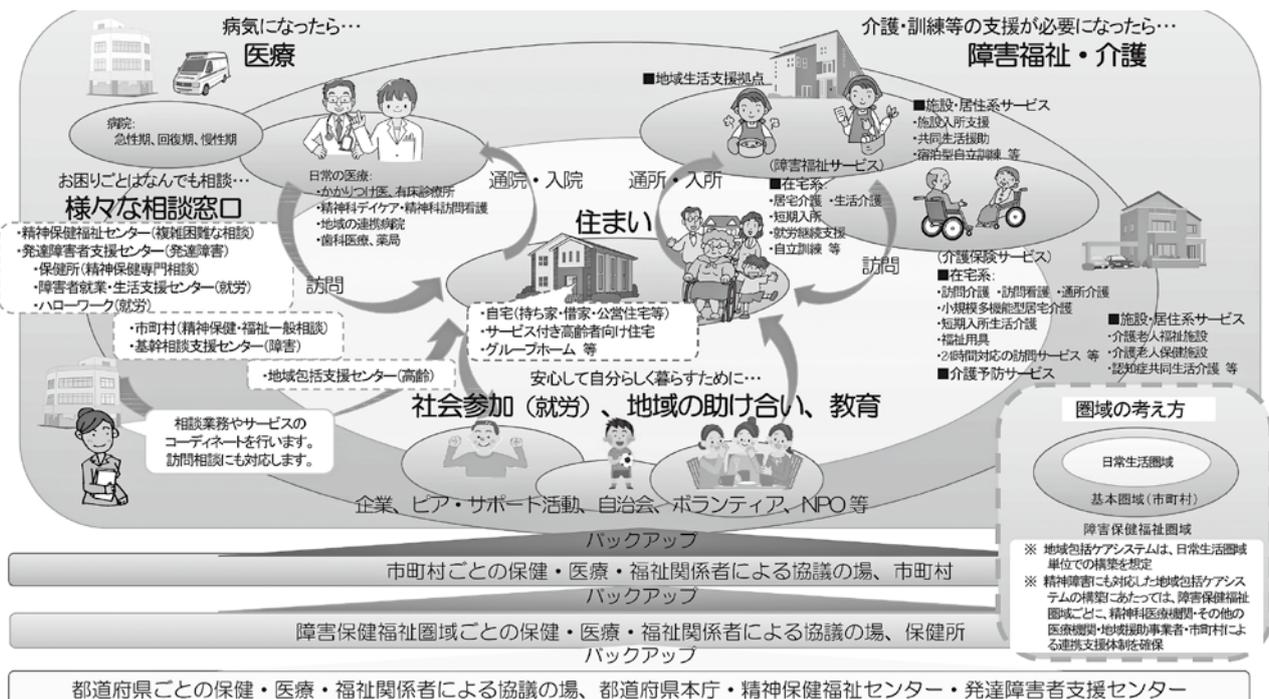
策定の経過

計画の策定に当たっては、保健、福祉、医療の関係者、サービス提供者事業者、公募委員らで構成する計画策定検討委員会を設置し、計画案を協議しました。また、委員らと市の職員で「地域包括ケアシステム構築日高地域作業部会」「基盤整備・人材確保検討部会」「認知症対策検討部会」を設置し協議を行った他、65歳以上の方、市内事業者にそれぞれアンケート調査を実施しました。その後、パブリックコメント(意見公募)を実施し、計画をまとめました。

計画期間 平成30～32年度(3年間)

基本理念 みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり

《高齢者だけでなく障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ》



資料：厚生労働省 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会(第5回)から一部引用

重点施策 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み」のことです。

本市の地域包括ケアシステムは、高齢者だけでなく障害者にも対応したものと成るよう、介護保険と障害福祉のサービスの連携を強めていくとともに地域共生社会の実現を目指します。

介護サービス等の充実

第7期計画期間中の介護サービス等の基盤整備を次のように計画しています。

- 小規模多機能型居宅介護 1事業所(定員29人)
- 看護小規模多機能型居宅介護 1事業所(定員29人)
- 特定施設入居者生活介護 定員80人
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所

○支え合いサービス事業者の拡充

介護予防・日常生活支援等の推進

▼支え合い通所介護、生活支援サービスの推進

○入浴や調理など専門的な介護サービスを必要としない方向けの簡易なサービスを実施するサービス提供者(NPO法人、住民団体など)の育成・支援等

▼玄さん元気教室の推進

○市民による地域での健康と交流の場づくりを目的とした自主活動組織「玄さん元気教室」への支援など

▼認知症に関する知識の普及など「認知症あんしん大作戦」の推進

○認知症初期集中支援チームの設置・周知

○介護従事者等に対する研修・事例相談会の開催

○家族介護者の会、認知症カフェなどの立ち上げ支援および運営支援

○認知症高齢者等見守り・SOSネットワークの充実など

介護保険料(65歳以上の方)の改定 月額基準額6,150円

介護保険料は、介護保険サービスや介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。

第7期(平成30~32年度)の介護保険料は、月額基準額73,800円〔第6期(27~29年度)より6,197円増〕、月額基準額6,150円(第6期より516円増)となります。

増額の主な要因

○要介護認定者数の増加 第6期の3年間の平均認定者数が4,747人であるのに対し、第7期の3年間の平均認定者見込数は4,838人で91人増と見込んでいます。

○保険料負担率の上昇 財源構成に占める65歳

以上の方の保険料負担率が第6期の22%から第7期は23%に増加します。

○サービス基盤整備による施設の増加 第7期計画期間中の施設などの整備は上段のとおりです。

○軽減のための対応 保険料の軽減に充てるために、介護保険給付費準備基金1億4,650万円を取り崩します。また、第1段階の方には、低所得者軽減措置があります。

※介護保険料は7月に納入通知書などでお知らせ
※計画の詳細は市ホームページで公開

《問合せ》 高年介護課 ☎24-2401

《第7期(平成30~32年度) 介護保険料(65歳以上の方)》

(単位:円)

段階	所得等区分		割合	月額保険料(円)
1	生活保護受給者・住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		基準額×0.5	36,900(3,075)
2	住民税非課税世帯	80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.7	51,660(4,305)
3		120万円を超える方	基準額×0.75	55,350(4,613)
4		80万円以下の方	基準額×0.90	66,420(5,535)
5	住民税課税世帯	80万円を超える方	基準額	73,800(6,150)
6	住民税本人課税	120万円未満の方	基準額×1.2	88,560(7,380)
7		120万円以上、190万円未満の方	基準額×1.25	92,250(7,688)
8		190万円以上、400万円未満の方	基準額×1.5	110,700(9,225)
9		400万円以上、600万円未満の方	基準額×1.7	125,460(10,455)
10		600万円以上の方	基準額×1.75	129,150(10,763)